

PAYSLE 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PAYSLE 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第3章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第3章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第3章、第1章の順に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 電子バーコード | スマートフォン等の通信端末の画面上に表示する二次元バーコード |
| (2) コンビニ各社 | PAYSLE 決済事業者が代金等収納業務に関する契約を締結しているコンビニエンスストア各社 |
| (3) コンビニ窓口 | PG の契約するコンビニ各社の直営店とコンビニ各社に加盟するコンビニ店舗（エアフランチャイズ加盟店を含む。） |
| (4) 顧客 | 甲から商品を購入又はサービス提供を受ける買主 |
| (5) PAYSLE | 電子バーコードを用いた決済サービス |
| (6) PAYSLE 決済事業者 | 本決済事業者のうち、コンビニ各社との間及び PG との間で、それぞれ PAYSLE 決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者並びに当該事業者が PAYSLE を提供する提携会社の総称 |
| (7) PAYSLE 決済 | 甲が甲の顧客から支払いを受ける代金等について、甲の顧客が PAYSLE を利用してコンビニ窓口において支払った場合に、PAYSLE 決済事業者が当該代金等をコンビニ各社から收受した上で、代金等から PAYSLE 決済事業者所定の手数料等を控除した残額を PG へ支払い、PG が甲を代理してこれを受領すること |
| (8) PAYSLE 決済サービス | PG が提供する PAYSLE 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (9) 提供物 | PAYSLE 決済サービスにおいて PAYSLE 決済事業者が PG を通じて甲に提供する文書（払込票仕様書、バーコード仕様書、収納データ仕様書などの書類を含む。）、資料等その他一切の有体物及び無体物 |
| (10) PAYSLE 認証手続 | 甲の顧客が PAYSLE のスマートフォンアプリを初めて利用する場合に実施する、PAYSLE 決済事業者が甲の顧客と PAYSLE のスマートフォンアプリの利用者の同一性を確認し、かつ、甲の顧客から PAYSLE を用いて決済することについての同意を得るための手続 |

(PAYSLE 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 PAYSLE 決済サービスの内容は、利用規約第3章に定めるとおりとするほか、以下の各号のとおりとする。なお、当該請求データに基づく電子バーコードの作成業務は PAYSLE 決済事業者の業務であり、PG の業務には含まれない。

- (1) PAYSLE 認証手続が必要な場合における、当該認証に係る情報を PAYSLE 決済事業者へ通知すること。
2. 甲は、PAYSLE 決済サービスの利用にあたって、前項第1号に基づき PG 又は PAYSLE 決済事業者から電子バーコードを取得するための情報の通知を受けた場合、当該情報又は当該情報を加工した情報を PG 所定の方法で当該電子バーコードに係る甲の顧客に通知し、当該甲の顧客をして、PG 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、代金等に関する電子バーコードを取得させるものとする。
3. 甲は、PG 又は PAYSLE 決済事業者からの要求があった場合、電子バーコードの使用を開始する前に、PG 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法で電子バーコードの読み取りテストを行うものとする。
4. 甲における PAYSLE 決済サービスに関する業務取扱の具体的運用については、PG 又は PAYSLE 決済事業者からの提供物に従うものとする。

(PAYSLE 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が PAYSLE 決済サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書及び PG 所定の資料、情報等を PG に提出した後、PAYSLE 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び PAYSLE 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、PAYSLE 決済サービスは本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、PAYSLE 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲が PG に対して PAYSLE 決済サービスの利用を PG 所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知及び PAYSLE 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、PAYSLE 決済サービスは本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、PAYSLE 決済サービスを利用することができるものとする。前項但書は、本項の場合に準用するものとする。
3. 甲は、甲の顧客において PAYSLE 認証手続が必要な場合には、PG を通じて PAYSLE 決済事業者から取得した PAYSLE 認証手続に必要な情報を甲の顧客に対し送信し、PAYSLE 認証手続をさせるものとする。

(PAYSLE 決済サービスの利用の特価)

第5条 甲は、PAYSLE 決済サービスの利用の特価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(電子受領証発行についての同意の取得及び発行権限の付与)

- 第6条 甲は、甲の顧客が PAYSLE 決済サービスによる代金の支払いを選択した場合、PG 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、PAYSLE 決済事業者から PAYSLE 決済事業者所定の電子受領証を取得した場合は民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該甲の顧客から同意を取得するものとする。
2. 甲は、PG に対して、第3条第1項第1号に基づき甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから PG 所定の方法によって PG に送信されたデータに係る代金の受領について、電子受領証の発行権限を付与するものとし、また、PG が、PAYSLE 決済事業者に対して、かかる権限を再付与することを承諾する。なお、電子受領証の交付は PAYSLE 決済事業者の業務であり、PG の業務に含まれない。
 3. 前二項にかかわらず、甲が自ら又は第三者 (PG 及び PAYSLE 決済事業者を除く。) を利用して電子バーコードを甲の顧客のスマートフォン等の通信端末の画面上に表示させることにより通知する場合、当該表示については甲が責任を負担する。
 4. 第1項及び第2項にかかわらず、甲が自ら又は第三者 (PG 及び PAYSLE 決済事業者を除く) を利用して電子バーコードを甲の顧客のスマートフォン等の画面上に表示させることにより通知する場合、PG 及び PAYSLE 決済事業者は、甲の顧客に対して、民法 486 条に定める受取証書を交付し、又はこれに代わる電子受領証を取得させる責任を負わないものとする。この場合、甲は自己の責任において、当該甲の顧客に対して甲の名で民法 486 条に定める受取証書を交付し、又は民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該甲の顧客から同意を取得する。
 5. 甲が、甲の顧客から、当該甲の顧客に対して民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得する場合、甲は、当該甲の顧客に対して、当該甲の顧客による PAYSLE 決済サービスによる支払いの履歴を示すために必要な措置として、PG が承認する措置を講じるものとする。また、甲は、甲の顧客から、当該甲の顧客に対して民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得した場合であっても、当該甲の顧客から求められた場合には、当該顧客に対して、自己の名で民法第 486 条に定める受取証書を交付するものとする。

(提供停止に関する特則)

- 第7条 本規約に定めるもののほか、甲は、甲の顧客が PAYSLE 認証手続を完了しない場合、甲の顧客の通信端末の画面上に電子バーコードが表示されない場合、甲の顧客の通信端末の破損等により電子バーコードを読み取ることができない場合、甲の顧客が現金以外での支払いを希望する場合等、PAYSLE 決済事業者所定の事由により、PAYSLE 決済サービスを利用できない場合があることを承諾する。

(免責に関する特則)

- 第8条 PAYSLE 決済サービスに対する PG の責任は、甲及び買主が支障なく PAYSLE 決済サービスを利用できるよう、最善の努力をもって PAYSLE 決済サービスを運営することに限られるものとする。
2. 前項に定めるほか、PG は、甲が PAYSLE の利用又は利用不能により被った損害につき、一切責任を負わないものとする。
 3. PG は、甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから PG 所定の方法によって送信された代金等の支払いに関する PG 所定のデータに基づいて、PG 又は PAYSLE 決済事業者所定の方法により、当該代金等の支払いに係る電子バーコードを取得するために必要となる PG 所定の情報を通知するものとし、甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから送信された代金等の支払いに関するデータの不備若しくは誤り等に起因する PAYSLE の不提供及び不具合に関しては、一切の責任を負わないものとする。
 4. PAYSLE 決済サービスに対応するためのソフトウェアの不具合に関する PG の責任は、PAYSLE 決済サービスを利用するために適切なソフトウェアを選定することに限られ、その設置、運用及び故障等の瑕疵については、PG は一切の責任を負担しない。

(事後効)

- 第9条 本利用契約のうち、PAYSLE 決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条第2項、第8条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上